

平成23年度上半期における下請法の運用状況等及び今後の取組（概要）

平成23年10月26日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 下請法違反行為に対する勧告等

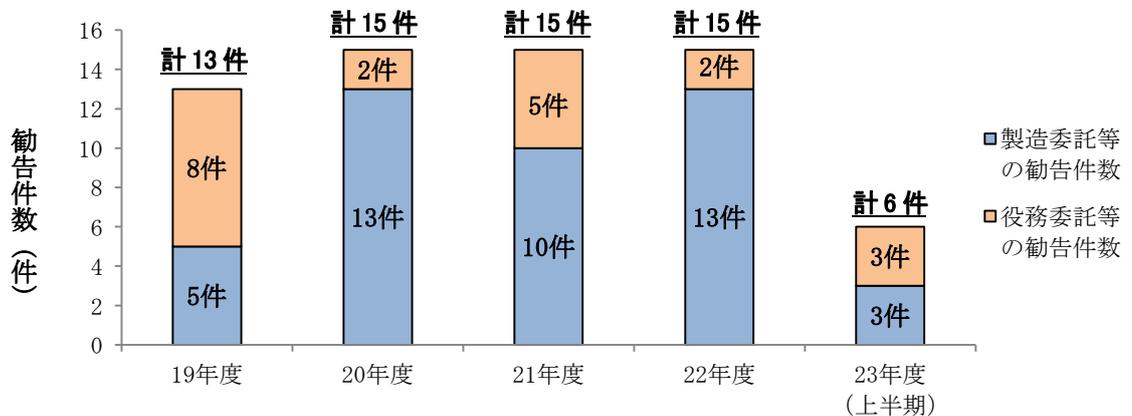
(1) 平成23年度上半期（4月～9月）に勧告を行った件数は6件（製造委託等（注1）3件、役務委託等（注2）3件。前年度上半期は6件）。

その内訳は、下請代金の減額が5件、下請代金の減額及び不当な経済上の利益の提供要請が1件である。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

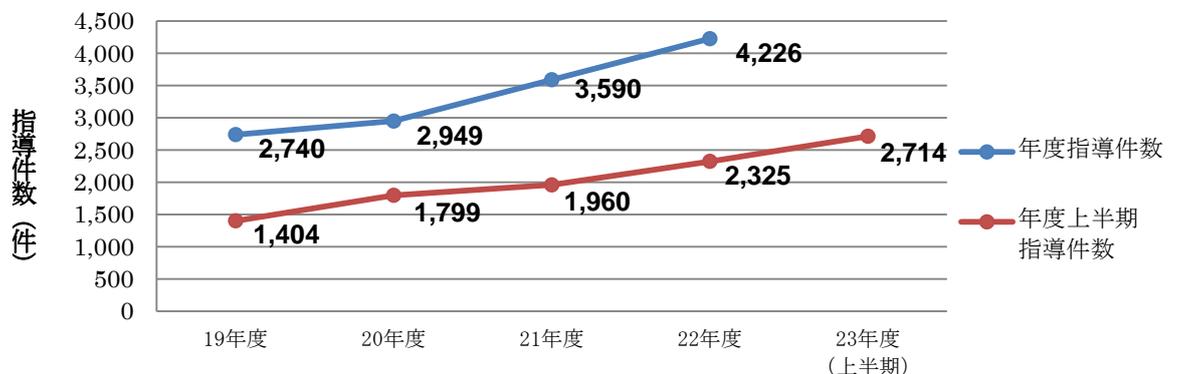
（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

【勧告件数の推移】



(2) 平成23年度上半期の指導件数は半期の数としては過去最多の2,714件（製造委託等2,082件、役務委託等632件。前年度上半期は2,325件）。

【指導件数の推移】



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（本文主に、第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（本文主に、第2、第3関係）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

2 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

(1) 下請代金の減額事件

下請事業者 1,469 名に対し、総額 4 億 8165 万円の減額分が返還された（前年度上半期においては、下請事業者 1,746 名に対し、総額 3 億 6915 万円が返還された。）。

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還総額
36 名	1,469 名	4 億 8165 万円

(2) 下請代金の支払遅延事件

下請事業者 794 名に対し、総額 8859 万円の遅延利息が支払われた（前年度上半期においては、下請事業者 2,533 名に対し、総額 2977 万円の遅延利息が支払われた）。

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払総額
37 名	794 名	8859 万円

(3) 不当な経済上の利益提供要請事件

下請事業者 55 名に対し、総額 2541 万円の利益提供分が支払われた。

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払総額
2 名	55 名	2541 万円

第 2 下請法等違反行為の未然防止及び企業間取引の公正化への取組

1 下請法等に係る講習会・説明会等

(1) 基礎講習会

下請法の基礎的な説明を行う入門的な講習会を今年度から新たに実施した。平成 23 年度上半期においては、全国 24 会場で実施した。

(2) 応用講習会

下請取引適正化推進講習会の参加者など下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする講習会を、平成 23 年度上半期においては、名古屋市及び大阪市の 2 会場で実施した。

(3) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種等に関し、平成 23 年度上半期においては、合計 10 回（広告業界向け 2 回、物流事業者と取引のある荷主向け 2 回、フランチャイザーの経営指導員向け 6 回）の講習会を実施した。

(4) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の説明会

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を広く周知することにより、優越的地位の濫用行為の未然防止を図る観点から、平成 23 年度上半期においては、18 回の説明会を実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

平成 23 年度上半期においては、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談 4,360 件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会事務総局及び地方事務所等の所在する都市に限らず、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、相談受付等を行う相談会を実施。平成 23 年度上半期においては、全国 11 か所で実施した。

(3) 東日本大震災に関するQ&Aの公表

東日本大震災に関連して想定される問題や寄せられた主な質問に対する考え方を東日本大震災に関するQ&Aとして取りまとめ、個々の相談や違反の疑いに関する申告（情報提供）の窓口と併せてホームページに掲載した。また、その後に寄せられた質問等で参考となるものについて、その考え方を取りまとめ東日本大震災に関するQ&Aを追加・更新するとともに、下請法等に関する個別具体的な相談等に迅速に対応した。

3 優越的地位の濫用規制に関する実態調査等

(1) 金融機関と企業との取引慣行に関する調査（平成23年フォローアップ調査）

平成22年度から平成23年度にかけて、金融機関と借り手企業との取引がどのような実態にあるかを検証するため、フォローアップ調査を実施し、平成23年6月15日に「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」を公表した。

(2) フランチャイズ・チェーン本部との取引に関する実態調査

平成22年度から平成23年度にかけて、本部と取引している加盟者が経営しているであろう店舗10,000店に対する実態調査を実施し、平成23年7月7日に「フランチャイズ・チェーン本部との取引に関する調査報告書」を公表した。

(3) 食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査

平成22年度から平成23年度にかけて、食料品製造業者10,752名及び食料品卸売業者495名を対象に実態調査を実施し、平成23年10月19日に「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した。

(4) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

物流事業者30,253名に対する書面調査を実施した。

第3 今後の取組

1 下請法違反行為に対する迅速かつ的確な対応

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対応していく。

2 下請法の普及・啓発、違反行為の未然防止

11月を「下請取引適正化推進月間」とし、中小企業庁と共同して、47都道府県60会場（うち公正取引委員会主催分27都道府県33会場）で講習会を開催する。

○ 下請取引適正化推進月間標語

「交付しよう 発注書面 トラブル回避の第一歩」

平成23年度上半期における下請法の運用状況等及び今後の取組

平成23年10月26日
公正取引委員会

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

平成23年度における書面調査は、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,503名（製造委託等^(注1)25,082名、役務委託等^(注2)13,421名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者212,659名（製造委託等150,312名、役務委託等62,347名）を対象に実施した。

(注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

2 下請法違反被疑事件の処理状況

平成23年度上半期（平成23年4月から9月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第1表参照）

ア 新規着手状況

公正取引委員会が新規に着手した下請法違反被疑事件は3,053件（製造委託等2,294件、役務委託等759件）であり、事件の端緒としては親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが3,014件（製造委託等2,268件、役務委託等746件）、下請事業者等からの申告によるものが38件（製造委託等25件、役務委託等13件）、中小企業庁長官からの措置請求によるものが1件（製造委託等）である。

イ 処理状況

公正取引委員会が下請法違反被疑事件として処理した件数は2,926件（製造委託等2,205件、役務委託等721件）であり、このうち、2,720件（製造委託等2,085件、役務委託等635件）について措置を講じており、その内訳は、勧告が6件（製造委託等3件、役務委託等3件）、指導が2,714件（製造委託等2,082件、役務委託等632件）である。指導件数2,714件は、半期の数としては、過去最多となっている。

勧告事件6件の内訳は、下請代金の減額が5件、下請代金の減額及び不当な経済上の利益の提供要請が1件であり、その概要は別紙1のとおりである（平成16年4月の改正下請法施行以降における勧告状況については、別紙参考資料参照）。指導を行った主な下請法違反事件の概要は別紙2のとおりである。

第1表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
合計	3,014 [2,604]	38 [84]	1 [1]	3,053 [2,689]	6 [6]	2,714 [2,325]	206 [212]	2,926 [2,543]
製造委託等	2,268 [1,728]	25 [49]	1 [1]	2,294 [1,778]	3 [5]	2,082 [1,569]	120 [114]	2,205 [1,688]
役務委託等	746 [876]	13 [35]	0 [0]	759 [911]	3 [1]	632 [756]	86 [98]	721 [855]

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

(注2) []内の数値は、前年度同期の件数である。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第2表参照）

公正取引委員会が勧告又は指導を行った事件における違反行為の類型別件数の状況は、次表のとおりである。実体規定違反の行為類型別内訳としては、下請代金の支払遅延が833件と最も多く、前年度同期に比べて137件の増加（前年度同期比19.7%増）となっている（過去最多は役務委託等が下請法の適用対象となった後の平成17年度上半期の下請代金の支払遅延に係る968件であり、今回はそれに次ぐものである。）。

第2表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(%)]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったとき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
合計	2,301 [2,093] (83.9)	443 [386] (16.1)	2,744 [2,479] (100.0)	19 [6] (1.8)	833 [696] (60.5)	84 [80] (6.1)	22 [4] (1.6)	103 [46] (7.5)	50 [37] (3.6)	25 [12] (1.8)	174 [78] (12.6)	24 [27] (1.7)	43 [20] (3.1)	0 [0] (-)	1,377 [1,006] (100.0)	4,121 [3,485]
製造委託等	1,828 [1,451] (85.0)	322 [244] (15.0)	2,150 [1,695] (100.0)	15 [6] (1.5)	537 [407] (54.1)	70 [62] (7.1)	20 [4] (2.0)	84 [30] (8.5)	31 [28] (3.1)	25 [12] (2.5)	162 [69] (16.3)	17 [18] (1.7)	31 [13] (3.1)	0 [0] (-)	992 [649] (100.0)	3,142 [2,344]
役務委託等	473 [642] (79.6)	121 [142] (20.4)	594 [784] (100.0)	4 [0] (1.0)	296 [289] (76.9)	14 [18] (3.6)	2 [0] (0.5)	19 [16] (4.9)	19 [9] (4.9)	0 [0] (-)	12 [9] (3.1)	7 [9] (1.8)	12 [7] (3.1)	0 [0] (-)	385 [357] (100.0)	979 [1,141]

(注1) 1つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれている。

(注3) []内の数値は、前年度同期の件数である。また、()内の数値は、各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100とならない。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

ア 下請代金の減額事件（勧告又は指導を行ったもの）においては、下請事業者1,469名に対し、総額4億8165万円の減額分が親事業者から返還された（第3表参照）。

第3表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還総額
36名 [46名]	1,469名 [1,746名]	4億8165万円 [3億6915万円]

(注) []内の数値は、前年度同期のものである。

- イ 下請代金の支払遅延事件（指導を行ったもの）においては、下請事業者 794名に対し、総額 8859 万円の遅延利息が親事業者から支払われた（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払総額
37名 [41名]	794名 [2,533名]	8859万円 [2977万円]

(注) []内の数値は、前年度同期のものである。

- ウ 不当な経済上の利益の提供要請事件（勧告又は指導を行ったもの）においては、下請事業者 55名に対し、総額 2541 万円の利益提供分が親事業者から支払われた（第5表参照）。

第5表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の支払状況

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払総額
2名 [0名]	55名 [0名]	2541万円 [0万円]

(注) []内の数値は、前年度同期のものである。

第2 下請法等違反行為の未然防止及び企業間取引の公正化への取組

下請法等の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。

このような観点から、公正取引委員会は各種の施策を実施しているところ、平成23年度上半期の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会・説明会等

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、基礎的な内容について講習を受けたいとの下請取引適正化推進講習会の参加者からの要望等を踏まえ、親事業者を対象として下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を、今年度から新たに実施している。

平成23年度上半期においては、全国24会場で実施した。

(2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、応用的な内容について講習を受けたいとの下請取引適正化推進講習会の参加者からの要望等を踏まえ、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成23年度上半期においては、名古屋市及び大阪市の2会場で実施した。

(3) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

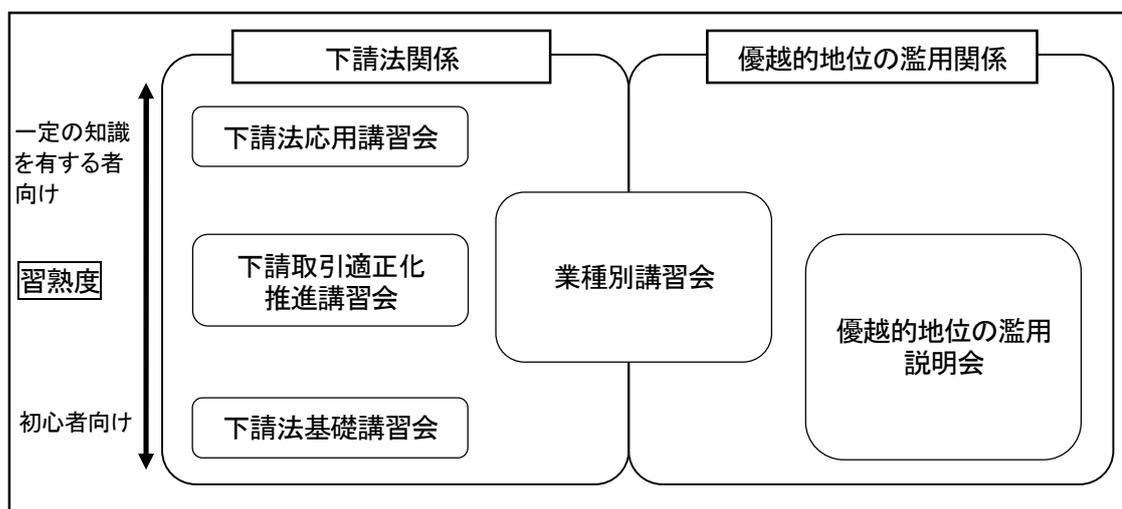
平成 23 年度上半期においては、合計 10 回（広告業界向け 2 回、物流事業者と取引のある荷主向け 2 回、フランチャイザーの経営指導員向け 6 回）の講習会を実施した。

(4) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の説明会

平成 22 年 11 月 30 日に策定・公表した「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を広く周知することにより、優越的地位の濫用行為の未然防止を図る観点から、事業者団体等向けに説明会を実施している。

平成 23 年度上半期においては、18 回の説明会を実施するとともに、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に関する資料の提供を行った。

(参考) 公正取引委員会が実施する講習会等の体系図



2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

公正取引委員会事務総局及び地方事務所等では、年間を通して、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けており、平成 23 年度上半期においては 4,360 件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、公正取引委員会事務総局及び地方事務所等の所在する都市に限らず、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法及び優越的地位の濫用規制について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 23 年度上半期においては、全国 11 か所において当該相談会を実施した。

(3) 東日本大震災に関する Q & A の公表

東日本大震災に関連して想定される問題や寄せられた主な質問等に対する考え方を東日本大震災に関する Q & A として取りまとめ、個々の相談や違反の疑

いに関する申告（情報提供）の窓口と併せてホームページに掲載した（東日本大震災に関するQ&Aの内容については、下記リンク先を参照。）。また、その後寄せられた質問等で参考となるものについて、その考え方を取りまとめ東日本大震災に関するQ&Aを追加・更新するとともに、下請法等に関する個別具体的な相談等に迅速に対応している。

なお、東日本大震災に関する具体的な指導事件については、別紙2第1の7に掲載している。

<http://www.jftc.go.jp/info/23jishinqa.html>

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の的確な運用に資するため、各地域の下請取引及び中小事業者と大企業との取引の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成23年4月時点における下請取引等改善協力委員は153名）。

平成23年度上半期においては、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状、東日本大震災の影響等について意見聴取を行うとともに、平成23年9月30日に「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見について」と題して、その概要を公表した（下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見の内容については、下記リンク先を参照。）。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.september/11093002.pdf>

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成23年度上半期においては、事業者団体等へ26回派遣するとともに、下請法等の資料の提供を行った。

5 優越的地位の濫用規制に関する実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発等に活用している。

(1) 金融機関と企業との取引慣行に関する調査（平成23年フォローアップ調査）

公正取引委員会は、平成16年に、金融ガイドラインを策定し、金融機関のどのような行為が独占禁止法上問題となるかを明らかにするとともに、違反行為の未然防止の観点から、その普及・啓発を行うなどの取組を行っている。

平成22年度から平成23年度にかけて、平成18年の「金融機関と企業との取引慣行に関する調査」から4年以上経過し、その間、リーマンショックや円高の進行といった経済情勢の変化が進む中で、金融機関と借り手企業との取引がどのような実態にあるかを検証するため、フォローアップ調査を実施し、平成23年6月15日に「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」を公表した（報告書の内容については、下記リンク先を参照。）。

また、調査結果を踏まえ、金融機関の団体に対して、金融機関が留意すべき事項の指摘を行い、傘下金融機関への調査結果の周知徹底を要請するとともに、調査対象金融機関に報告書を送付し、借り手企業との取引の適正化に向けた自主的な取組を要請した。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.june/110615honbun.pdf>

(2) フランチャイズ・チェーン本部との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、昭和 58 年に、フランチャイズ・ガイドライン（平成 14 年に改定。）を策定し、本部のどのような行為が独占禁止法上問題となるかを明らかにするとともに、違反行為の未然防止の観点から、その普及・啓発を行うなどの取組を行っている。

平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、フランチャイズ・ガイドラインに記載されている事項を中心に、本部と加盟者との取引実態を把握するため、本部と取引している加盟者が経営しているであろう店舗 10,000 店に対する実態調査を実施し、平成 23 年 7 月 7 日に「フランチャイズ・チェーン本部との取引に関する調査報告書」を公表した（報告書の内容については、下記リンク先を参照。）。

また、関係団体に対して、今回の調査結果に示された問題点を指摘するとともに、本部が問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、改めてフランチャイズ・ガイドラインの内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引適正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、本部の経営指導員等を対象としてフランチャイズ本部向けの業種別講習会を実施するなどの取組を行った。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.july/110707honbun.pdf>

(3) 食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、大規模小売業者による優越的地位の濫用行為に関して積極的かつ厳正な法適用を行うとともに、実態調査を実施するなどしてその未然防止に努めているところである。しかし、優越的地位の濫用として問題となり得る行為については、卸売業者が取引先納入業者である製造業者に対して行っている事例もみられるところであり、また、こうした行為の背景として卸売業者が取引先の大規模小売業者から種々の要請を受け、これに応えるためにこうした行為を行うなど、大規模小売業者の行為に起因している可能性もある。

このため、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、製造業者と卸売業者の取引及び卸売業者と大規模小売業者の取引に着目し、これら当事者間の取引実態を把握するため、食料品製造業者 10,752 名及び食料品卸売業者 495 名を対象に実態調査を実施し、平成 23 年 10 月 19 日に「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した（報告書の内容については、下記リンク先を参照。）。

また、卸売業者及び大規模小売業者の双方の関係団体に対して、今回の調査結果に示された問題点を指摘するとともに、改めて優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引適正化に向けた自主的な取組を要請した。現在、卸売業者及び大規模小売業者向けの業種別講習会を実施するなどの取組を行っている。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.october/111019hontai.pdf>

(4) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成 16 年 3 月 8 日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成 23 年度上半期においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、物流事業者 30,253 名に対する書面調査を実施した。

第3 今後の取組

公正取引委員会は、平成23年度上半期において、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処するとともに、違反行為の未然防止を図るための様々な取組を実施してきたところであるが、円高の長期化等により、下請事業者の多くが厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施策について重点的に取り組むこととしている。

1 下請法違反行為に対する迅速かつ的確な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処していく。

2 下請法の普及・啓発、違反行為の未然防止

(1) 下請取引適正化推進月間の実施

下請取引のより一層の適正化を推進するため、11月を「下請取引適正化推進月間」（標語：「交付しよう 発注書面 トラブル回避の第一歩」）とし、中小企業庁と共同して、下請取引適正化推進講習会を47都道府県60会場（うち公正取引委員会主催分27都道府県33会場）で実施する。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/11.oktober/11100303.pdf>

(2) 下請法遵守の要請文書の発出

下請事業者をめぐる現下の厳しい状況に鑑み、また、特に年末においては金融繁忙期であり下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額等の行為が行われることのないよう、親事業者等に対し、下請法の遵守の徹底等について要請する（平成23年11月中を目途に、親事業者、親事業者の団体及び中小事業者の団体に対して、下請法の遵守を要請する文書を発出する。）。

平成23年度上半期における勧告事件

1 下請代金の減額（第4条第1項第3号）に対する勧告

センコー(株)に対する件（平成23年4月20日）	
親事業者	センコー(株)
事業内容	貨物自動車運送事業等
下請取引の内容	貨物の運送又は倉庫における保管
違反行為の概要（期間）	「手数料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成19年10月～平成21年8月）。
減額金額	下請事業者273名に対し、総額4358万1757円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

(株)ケーヒンに対する件（平成23年7月26日）	
親事業者	(株)ケーヒン
事業内容	自動車等の部品の製造業
下請取引の内容	自動車等の部品の製造
違反行為の概要（期間）	単価の引下げの合意日前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた（平成21年7月～平成22年12月）。
減額金額	下請事業者69名に対し、総額7030万2042円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

木下工業(株)に対する件（平成23年9月27日）	
親事業者	木下工業(株)
事業内容	自動車等の部品の製造業
下請取引の内容	自動車等の部品の製造
違反行為の概要（期間）	「口銭」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成22年5月～平成23年4月）。
減額金額	下請事業者12名に対し、総額3223万5317円

郵船ロジスティクス(株)に対する件（平成23年9月27日）	
親事業者	郵船ロジスティクス(株)
事業内容	貨物利用運送事業
下請取引の内容	貨物の運送
違反行為の概要（期間）	「値引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成21年11月～平成23年2月）。
減額金額	下請事業者4名に対し、総額1312万573円 【勧告前に返還済み】

王子運送株式会社に対する件（平成23年9月30日）	
親事業者	王子運送株式会社
事業内容	貨物自動車運送事業等
下請取引の内容	貨物の運送
違反行為の概要（期間）	<p>① 下請代金の額が一定額を超えた場合に「割戻金」として下請代金の額から未収金等の額を除いた額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>② 「事務手数料」として下請代金の額から未収金等の額を除いた額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>③ 「金利手数料」として下請代金の額から未収金等の額を除いた額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>（平成21年10月～平成22年11月までの間、①から③の全て又はいずれかの方法で減額）。</p>
減額金額	下請事業者193名に対し、総額5526万4594円【勧告前に返還済み】

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）及び不当な経済上の利益提供要請（第4条第2項第3号）に対する勧告

生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合に対する件（平成23年6月29日）	
親事業者	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合
事業内容	中国・四国地方9県に所在する会員たる消費生活協同組合に対する商品の供給事業
下請取引の内容	食料品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①下請代金の減額</p> <p>ア 「情報処理料」として下請事業者の電子受発注等に係るシステムの利用に係る対価に相当するとは認められない過大な金額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>イ 「チラシ掲載料」として一定額を下請代金の額から減じていた。</p> <p>（ア、イとも平成21年8月～平成23年1月）</p> <p>②不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>「割り戻し金」として1年間に支払う下請代金の額の合計額に一定率を乗じて得た額を提供させていた（平成22年4月～平成22年6月）。</p>
①減額金額	①下請事業者101名に対し、総額1億7257万5395円
②提供させていた金額	②下請事業者53名に対し、総額2280万433円

* 以上の勧告事件の詳細については、こちらに掲載。

<http://www.jftc.go.jp/sitauke/index.html>

平成 23 年度上半期における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

業 種	概 要
はん用機械器具 製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託している A 社は、取引先から納期を延期されたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

（注） 「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	概 要
食料品製造業	冷凍食品の製造を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
機械器具卸売業	暖冷房空調機器の修理等を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
専門サービス業	イベント用品の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者に対し、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	概 要
金属製品製造業	アウトドア用品の製造等を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者に対し、「現金リベート」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
衣服・その他の織 維製品製造業	衣料品等の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に対し、「歩引き」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
飲食料品卸売業	冷凍食品等の製造を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に負担した振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

業 種	概 要
機械器具卸売業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているH社は、旧商品を新商品と入れ替えることを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、発注元からの注文が取り消されたことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。

5 買ったたき（第4条第1項第5号）

業 種	概 要
印刷・同関連業	印刷物等の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に見積りをさせ単価を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮したにもかかわらず、単価の見直しをせず、一方的に当初の単価により下請代金の額を定めていた。
生産用機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているK社は、下請代金の額をあらかじめ定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と十分な協議を行うことなく、下請事業者の請求金額を下回る単価で下請代金を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	概 要
宿泊業	食料品等の製造を下請事業者に委託しているL社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売するおせち料理又はディナーショー等のイベントのチケットを購入させていた。
飲食料品卸売業	食料品等の製造を下請事業者に委託しているM社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する贈答品を購入させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業 種	概 要
電気機械器具製造業	自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、東日本大震災の影響により下請事業者の製造が停止し、当該原材料を用いた物品が納品されていないにもかかわらず、当該原材料の対価を当該下請事業者が既に納品済みの物品に係る下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
衣服・その他の繊維製品製造業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているO社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える（120日）手形を交付していた。
はん用機械器具製造業	自動車用部品の加工を下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（150日）手形を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

業 種	概 要
各種商品小売業	食料品等の製造を下請事業者に委託しているQ社は、下請事業者に対し、下請事業者が人員を派遣することで当該下請事業者の利益がどれだけ見込めるか明らかにすることなく、自社の店舗における陳列及び販売業務を行わせるために、人員を派遣させていた。
電気機械器具製造業	家庭用電気機械器具の部品の製造を下請事業者に委託しているR社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業 種	概 要
放送業	放送番組の制作を下請事業者に委託している a 社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月 10 日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
広告業	広告の制作を下請事業者に委託している b 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
その他の事業サービス業	ビルのメンテナンス業務を下請事業者に委託している c 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
技術サービス業	建築物の設計図の作成を下請事業者に委託している d 社は、自社の資金繰りが困難なことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業 種	概 要
その他の生活関連サービス業	旅行者等に提供する海外における現地手配業務を下請事業者に委託している e 社は、下請事業者に対し、「販売促進費」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
技術サービス業	検査業務を下請事業者へ委託している f 社は、下請事業者に対し、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

業 種	概 要
情報サービス業	システム開発を下請事業者に委託している g 社は、下請事業者に見積りをさせた時点より発注内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業 種	概 要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているh社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する食料品を購入させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているi社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（最長141日）手形を交付していた。

6 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業 種	概 要
洗濯・理容・美容・浴場業	清掃等を下請事業者に委託しているj社は、下請事業者に対し、発注元からの要請を理由に、下請事業者には責任がないにもかかわらず、やり直しをさせ、それによって生じた費用の一部を負担させていた。

下請法違反勧告事件一覧(平成16年4月1日以降)

累計	年度-No.	関係人	分野	勧告年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
						対象下請事業者数(名)	減額金額(円)	対象下請事業者数(名)	金額(円)
1	16- 1	富士製紙(株)	製造	H16.9.28	減額(協力金)	15	24,599,623		
2	16- 2	曙ブレーキ工業(株)	製造	H16.12.7	減額(遡及適用, 一時金等)	44	84,184,684		
3	16- 3	日本ハイパック(株)	製造	H16.12.22	減額(金利引)	99	19,363,262		
4	16- 4	橋本フォーミング工業(株)	製造	H17.1.27	減額(遡及適用)	17	6,109,374		
5	17- 1	日本電産パワーモータ(株)	製造	H17.5.25	減額(協力金, 金利引)	95	24,598,792		
6	17- 2	(株)高見沢サイバネティックス	製造	H17.6.23	減額(協力金)	27	32,556,708		
7	17- 3	(株)ナフコ	製造	H17.6.30	減額(協賛金, 割戻し)	169	155,853,010		
8	17- 4	竹田印刷(株)	情報	H17.9.21	減額(事務手数料)	74	13,841,079		
9	17- 5	カシオ計算機(株)	製造	H17.9.22	減額(協賛金)	32	87,147,535		
10	17- 6	(株)アルファ	製造	H17.12.26	減額(歩引)	291	90,808,820		
11	17- 7	福山通運(株)	役務	H17.12.28	減額(協力費)	130	208,747,212		
12	17- 8	九州西武運輸(株)	役務	H18.3.2	減額(値引, 金利引)	130	17,299,224		
13	17- 9	鴻池運輸(株)	役務	H18.3.23	減額(値引, 協力金等)	84	49,383,486		
14	17- 10	(株)大伸社	情報 製造	H18.3.23	減額(金利引)	128	20,776,496		
15	18- 1	(株)レイメイ藤井	製造	H18.4.4	減額(協賛金)	64	20,929,831		
16	18- 2	(株)ルシアン	製造	H18.6.30	減額(歩引)	74	17,102,860		
17	18- 3	東陶メンテナンス(株)	修理	H18.7.4	減額(管理料)	315	92,229,817		
18	18- 4	(株)安川電機	製造	H18.7.26	減額(一括値引等, 遡及適用)	48	41,725,554		
19	18- 5	イズミヤ(株)	製造	H18.10.27	減額(割戻金等)	40	19,526,410		
20	18- 6	(株)セガ	製造	H18.11.15	減額(遡及適用)	15	21,719,096		
21	18- 7	一宮運輸(株)	役務	H18.11.16	減額(協力金)	49	19,872,107		
22	18- 8	(株)DNPロジスティクス	役務	H18.12.15	減額(管理料等, 金利引)	54	59,456,401		
23	18- 9	和歌山日野自動車(株)	製造 修理	H19.2.20	減額(協力値引)	10	18,162,410		
24	18- 10	(株)ジャパンファーム	製造	H19.3.28	減額(値引)	6	15,927,557		
25	18- 11	(株)バンテック首都圏ロジ	役務	H19.3.30	減額(値引等)	21	31,075,791		
26	19- 1	東芝ライテック(株)【措置請求】	製造 役務	H19.4.6	減額(値引)	13	36,593,760		
27	19- 2	マルハ(株)	製造	H19.6.13	減額(割戻金)	9	100,141,407		
28	19- 3	(株)ライフサポート・エガワ	役務	H19.6.22	減額(値引)	58	23,320,452		
29	19- 4	札幌通運(株)	役務	H19.9.28	減額(値引, 手数料)	63	36,398,034		
30	19- 5	丸全昭和運輸(株)	役務	H19.10.2	減額(値引等)	101	53,034,888		
31	19- 6	(株)ホーチキメンテナンスセンター	役務	H19.12.6	減額(出精値引), 買ったたき	20	215,515,911		
32	19- 7	昭和冷蔵(株)	役務	H19.12.17	減額(値引等)	7	42,547,476		
33	19- 8	東京アート(株)	製造 情報	H19.12.18	減額(歩引)	121	44,627,636		
34	19- 9	近畿日産ディーゼル(株)	製造 修理	H20.1.18	減額(値引)	98	98,947,267		
35	19- 10	第一貨物(株)	役務	H20.3.26	減額(割戻し, 値引等)	344	117,236,276		
36	19- 11	(株)平河工業社	製造	H20.3.27	減額(協力値引等)	48	27,637,006		
37	19- 12	三菱電機ロジスティクス(株)	役務	H20.3.28	減額(値引等)	21	157,919,405		
38	19- 13	濃飛西濃運輸(株)	役務	H20.3.28	減額(単価修正等, 端数処理)	159	33,419,511		

累計	年度-No.	関係人	分野	勤告年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
						対象下請事業者数(名)	減額金額(円)	対象下請事業者数(名)	金額(円)
39	20- 1	(株)松風屋	製造	H20.4.2	減額(仕入歩引等)	156	69,241,789		
40	20- 2	(株)ミカド【措置請求】	製造	H20.4.9	減額(販売協力金等)	39	39,954,238		
41	20- 3	九州産交運輸(株)	役務	H20.4.17	購入強制(注3)			241	24,691,440
42	20- 4	(株)井関松山製造所	製造	H20.5.16	減額(コストダウン協力金)	52	1,022,475,040		
		(株)井関熊本製造所				14	69,226,983		
		(株)井関新潟製造所				1	525,000		
43	20- 5	(株)ニトリ	製造	H20.6.17	減額(割戻金)	71	329,456,054		
44	20- 6	マツダ(株)	製造	H20.6.27	減額(遡及値引)	58	778,639,485		
45	20- 7	ユニット(株)	製造 情報	H20.10.29	減額(分引)	37	41,551,505		
46	20- 8	(株)エーワンパッケージ	製造	H20.11.6	減額(協力値引等, 振込手数料)	34	11,037,999		
47	20- 9	西日本車体工業(株)【措置請求】	製造	H20.12.11	減額(一括値引)	6	13,587,634		
48	20- 10	クミ化成(株)	製造	H20.12.18	減額(一時金)	30	28,776,923		
49	20- 11	(株)アクタス	製造	H20.12.25	減額(協賛金)	31	19,301,887		
50	20- 12	マドラス(株)【措置請求】	製造 修理	H21.2.2	減額(物流及び情報システム使用料)	68	27,681,545		
51	20- 13	フットワークエクスプレス(株)	役務	H21.2.5	減額(手数料)	670	518,107,572		
52	20- 14	(株)阪急阪神百貨店	製造	H21.2.25	減額(物品販売取止めに伴う代金削減)	11	111,724,032		
53	20- 15	(株)アサヒペン【措置請求】	製造	H21.3.25	減額(割引料)	53	41,387,392		
54	21- 1	(株)ゼロ	役務 修理	H21.4.16	減額(原価低減等)	28	33,477,511		
55	21- 2	(株)ダイゾー【措置請求】	製造	H21.4.21	減額(販売奨励金等)	5	76,260,558		
56	21- 3	(株)マルハニチロ食品	製造	H21.4.24	減額(協賛金等) 不当な経済上の利益の提供要請(販売 対策協力金等)(注4)	19	19,668,979	22	17,095,550
57	21- 4	(株)不二工機	製造	H21.6.23	減額(原価低減)	3	13,127,565		
58	21- 5	東光商事(株)	製造	H21.6.24	減額(歩引き)	104	24,161,351		
59	21- 6	ニチュウ物流(株)	役務	H21.6.30	減額(取扱手数料)	6	16,737,291		
60	21- 7	市田(株)	製造	H21.8.6	減額(仕入値引等, 金利引)	92	56,866,934		
61	21- 8	(株)大仙	製造 情報 役務	H21.8.7	減額(値引)	71	21,294,627		
62	21- 9	(株)キング	製造	H21.10.21	減額(歩引)	69	25,556,089		
63	21- 10	(株)アスコ	情報 製造	H21.12.15	減額(決算協力値引き等, 金利引)	27	10,995,429		
64	21- 11	コイズミ物流(株)【措置請求】	役務	H22.1.27	減額(取扱手数料)	30	37,151,656		
65	21- 12	諸星運輸(株)	役務	H22.1.27	減額(値引き等)	3	17,832,868		
66	21- 13	丸真(株)	製造	H22.1.29	減額(歩引, 金利引)	15	17,934,880		
67	21- 14	(株)とりせん	製造	H22.2.2	減額(仕入割戻金等)	32	10,666,388		
68	21- 15	ルビコンエンジニアリング(株)	製造	H22.3.24	減額(協力値引き等)	27	10,867,771		
69	22- 1	日産サービスセンター(株)【措置請求】	役務 修理	H22.4.16	減額(レス等)	35	23,653,822		
70	22- 2	日本エース(株)	製造	H22.4.21	減額(支払加工料値引)	47	13,259,887		
71	22- 3	(株)ハンズマン	製造	H22.4.22	減額(早期決済奨励金等)	14	10,249,880		
72	22- 4	(株)ユニオン	製造	H22.9.27	減額(歩引)	125	32,330,891		
73	22- 5	(株)ハニーズ【措置請求】	製造	H22.9.28	減額(各店商品振分け等)	115	136,182,776		
74	22- 6	(株)エスエスケイ	製造 修理	H22.9.28	減額(支払歩引き)	24	12,720,493		
75	22- 7	トステムビバ(株)	製造	H22.10.21	減額(定時割戻し等)	51	51,839,842		
76	22- 8	ドギーマンハヤシ(株)【措置請求】	製造	H22.11.29	減額(販売協力金等)	12	31,374,686		
77	22- 9	タキヒヨー(株)【措置請求】	製造	H23.1.11	減額(歩引)	131	83,956,812		

累計	年度-No.	関係人	分野	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他	
						対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
78	22- 10	いすゞ自動車中国四国(株)	修理 製造 役務	H23.1.21	減額(レス等)	72	73,221,775		
79	22- 11	(株)キタムラ	製造	H23.1.27	減額(値引き)	6	17,324,960		
80	22- 12	旭食品(株)	製造	H23.3.16	不当な経済上の利益の提供要請(PB特別ご協賛等)(注4)			59	41,752,429
81	22- 13	(株)プレステージ・インターナショナル	役務	H23.3.18	減額(協力会会費)	503	236,236,471		
82	22- 14	(株)マックハウス	製造	H23.3.29	減額(歩引き等) 返品(返品再納品)(注5)	5	57,577,265	3	139,856,353
83	22- 15	(株)西鉄ストア	製造	H23.3.30	減額(商品割戻し等)	22	53,696,850		
84	23- 1	センコー(株)【措置請求】	役務	H23.4.20	減額(手数料)	273	43,581,757		
85	23- 2	生活協同組合連合会コープ中国四国事業連合	製造	H23.6.29	減額(情報処理料等), 不当な経済上の利益の提供要請(割戻し金)	101	172,575,395	53	22,800,433
86	23- 3	(株)ケーヒン【措置請求】	製造	H23.7.26	減額(遡及適用)	69	70,302,042		
87	23- 4	木下工業(株)	製造	H23.9.27	減額(口銭)	12	32,235,317		
88	23- 5	郵船ロジスティクス(株)	役務	H23.9.27	減額(値引き)	4	13,120,573		
89	23- 6	王子運送(株)	役務	H23.9.30	減額(割戻金等)	193	55,264,594		
90	23- 7	(株)タカキュー	製造	H23.10.14	減額(消化促進値引き) 返品(一時返品特約)(注5) 不当な経済上の利益の提供要請(返品送料)	11	4,336,120	14	162,805,789

(注1)違反に係る下請取引が複数分野ある案件では、「分野」欄の上段にあるものが、違反行為を主として行った委託取引である。

(注2)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事案である。

(注3)購入強制事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者で購入させた額を記載した。

(注4)不当な経済上の利益提供要請事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者に提供させた額を記載した。

(注5)返品事件の「その他」欄の「金額」欄には、下請事業者に返品した商品に係る下請代金相当額を記載した。